平成２２年（フ）第２０９４号
大阪市淀川区十三本町２丁目１番14号
債務者　中山　智子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１０８号
大阪府門真市北岸和田１丁目４番13―306号
債務者　平山　紀子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１１２号
大阪府豊中市豊南町南６丁目６番24号
債務者　宮本　俤藏
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１１３号
大阪府豊中市豊南町南６丁目６番24号
債務者　宮本　榮子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１２６号
大阪府八尾市青山町５丁目１番12号　和栄マンション305号
債務者　山下　　剛
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１３５号
大阪市平野区喜連５丁目２番48号
債務者　芋谷　芳美
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４号
福岡県大牟田市新勝立町２丁目21番地
債務者　増田　夢高
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第２８号
福岡県大牟田市大字歴木535番地１　高泉市営住宅17棟42号
債務者　荒巻　亨子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第３２号
福岡県大牟田市大字草木788番地２
債務者　原尻　将史
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第４７号
宮崎県延岡市方財町216番地
債務者　小山　広美
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第５６号
宮崎県日向市大字財光寺3612―２　三ツ枝団地３号棟18号室、住民票上の住所宮崎県日向市大字平岩3239番地
債務者　川野　一平
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第６０号
宮崎県延岡市片田町2980番地、住民票上の住所宮崎県延岡市長浜町２丁目2031番地３
債務者　金子　富子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２８９号
広島県廿日市市佐方４丁目４番４―301号
債務者　宮武　朋子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１号
山口県山陽小野田市大字津布田682番地
債務者　松井　　一
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第５５号
山口県宇部市大字上宇部150番地77
債務者　野本　守正
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第９４号
沖縄県豊見城市字嘉数634番地１
債務者　外間かおる（旧姓奥間）
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１２３号
宮城県多賀城市高橋２丁目20番25号マルセンアパート
債務者　佐藤　　大
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３１３号
仙台市太白区西の平２丁目27番25号　コーポタカハシ207
債務者　的場　久美
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係